

リフラクトリーセラミックファイバーの特殊健康診断について(案)

1. 経緯

「化学物質のリスク評価検討会」(座長 名古屋俊士 早稲田大学理工学術院教授)において、ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーについてのリスク評価を行った。結果、両物質について、健康障害防止措置等の検討を行うべきとされた。

また、平成 25 年度委託事業「職場における化学物質のリスク評価推進事業」の中で開催された「化学物質の健康診断に関する専門委員会」(座長 櫻井治彦 中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター技術顧問)においては、ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバーに係る特殊健康診断の必要性の有無及び健康診断項目について検討が行われた。

2. リフラクトリーセラミックファイバーの特殊健康診断(案)

リフラクトリーセラミックファイバーの特殊健康診断について、次のとおりとしてはどうか。

(1)健康診断の期間

雇入れ時、配置換えの際及び6月以内ごとに1回定期に行う。

(2)健康診断項目

〔一次健康診断項目〕

ア 業務の経歴の調査

イ 作業条件の簡易な調査

ウ リフラクトリーセラミックファイバーによるせき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、聴診による呼吸音異常、眼の痛み、皮膚の刺激等についての他覚所見または自覚症状の既往歴の有無の検査

エ せき、たん、息切れ、呼吸困難、胸痛、聴診による呼吸音異常、眼の痛み等についての他覚所見または自覚症状の有無の検査

オ 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査

カ 喫煙歴・状況の確認

キ 胸部のエックス線直接撮影による検査

〔二次健康診断項目〕

ア 作業条件の調査

イ 医師が必要と認める場合に実施する項目

- 1 特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診、気管支鏡検査
- 2 血清サーファクタントプロテイン D(血清 SP-D)の検査等の血液生化学検査
- 3 肺換気機能検査(フローボリューム検査等)又は動脈血血液ガス検査

(参考)じん肺法に基づくじん肺健康診断

健康診断の期間

粉じん作業従事との関連	じん肺管理区分	定期健診の頻度	離職時健診の対象となる、直前のじん肺健診から離職までの期間
従事粉じん作業に従事	1	1回／3年	1年6月以上
	2, 3	1回／1年	
常時粉じん作業に従事したことがあり、現に非粉じん作業に従事	2	1回／3年	6月以上
	3	1回／1年	

健康診断項目

<必須項目>

- ①粉じん作業についての職歴の調査
- ②エックス線写真による検査(直接撮影による胸部全域のエックス線写真)
<②でじん肺の所見があると診断された場合に適宜実施>
- ③胸部に関する臨床検査
- ④肺機能検査
- ⑤結核精密検査
- ⑥肺結核以外の合併症に関する検査